

「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業
令和5年度公募に関するQ&A

質問	回答
1 本事業の支援対象を教えてください。	<p>本事業は、「知」の集積と活用場の場を活用し、バイオエコノミーの推進に資する、研究開発プラットフォームのプロデューサー人材の研究開発の社会実装に向けた活動を支援します。</p> <p>政府の「バイオ戦略」の「バイオコミュニティの形成」に関わるものだけでなく、研究開発プラットフォームによるバイオ関連(領域:バイオ製造、一次生産等、健康・医療)の個々の取組も幅広く対象にします。</p> <p>※バイオ戦略 https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/index.html</p>
2 事業内容の各メニューを全て実施する必要がありますか。	<p>事業内容の(1)関係者間の連携はもちろんのこと、(2)農林水産・食品分野の研究開発を活用した商品化・事業化モデルの構築・検証の各メニュー(①市場性等調査・分析、②ビジネスモデルの構築・検証、③社会実装促進のための取組)についても、全て実施してください。</p>
3 「事業終了後は、「知」の集積と活用場のポスターセッションへの出展により本事業の成果を発表する」とありますが、出展方法を教えてください。	<p>「知」の集積と活用場のポスターセッションは、毎年度秋頃に実施しています。出展募集や詳細については、夏頃に、「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会のホームページやメルマガ等でお知らせします。</p> <p>※「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会ホームページ https://www.knowledge.maff.go.jp/</p>
4 本事業への応募資格について教えてください。	<p>「知」の集積と活用場の場産学官連携プラットフォームのプロデューサー又はプロデューサーの推薦を受けた者を事業実施責任者(プロジェクトリーダー)としたプロジェクトチームとします。プロジェクトチームの要件については、応募要領をご覧ください。</p>
5 「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会の会員になるには、どのような手続きが必要ですか。	<p>入会の申込み等については「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会ホームページ https://www.knowledge.maff.go.jp/をご覧ください。</p>
6 プロデューサーの推薦を受けたいのですが、プロデューサーを探すにはどうすればよいでしょうか。	<p>「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会のホームページで調べることが可能です。 https://www.knowledge.maff.go.jp/platform.html</p> <p>研究開発プラットフォーム一覧 「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会 研究開発プラットフォームの設立状況について をご覧ください。</p>
7 プロデューサーからの推薦状について、様式はありますか。	<p>企画書(別紙様式2)に添付している様式を使用してください。</p>
8 本事業は複数年度で実施できますか。	<p>本事業は単年度事業です。令和5年度の事業実施期間は、契約締結の日から令和6年3月4日(月)までとなります。</p>
9 採択された場合、経費を支出できるのは、いつになりますか。	<p>令和5年度公募であっても、委託費から経費を支出できるのは、令和5年4月1日以降ではなく、あくまで委託契約締結日以降の取引に基づく経費です。 委託契約締結日以降に納品された場合であっても、委託契約日以前の取引(購入契約)である場合は、委託費から支出することはできませんので、ご注意ください。</p>
10 共同事業体で委託事業を実施するケースを教えてください。	<p>「活動費の支払対象者」が、委託契約を行う代表機関と別の機関(構成員)に所属する場合がありますが、代表機関が「活動費の支払対象者」に対して経費を直接支払うのであれば、共同事業体を構成する必要はありません。 例1のような流れで経費の支払を行う事を想定する場合に共同事業体として実施するケースとなります。 この場合、共同事業体の代表機関は、共同事業体を代表して、委託者に対して委託費の請求や受領、実績等の報告を行っていただきます。また、他の構成員への経費の交付、各構成員の実績報告の内容確認や取りまとめ等も行っていただきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>例1 共同事業体の場合</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>例2 提案者単独の場合</p> <p>※会社等の経費を認めることはできません。</p> </div> </div>
11 事業責任者と事業実施責任者の違いを教えてください。	<p>事業実施責任者は、本事業のプロジェクトチームのリーダー、つまり、プロジェクトリーダーのことです。 一方、事業責任者は、代表機関(共同事業体の場合は、各構成員(各機関))の本事業の責任者のことです。 事業実施責任者と事業責任者が同じの場合も想定されます。事業実施責任者が代表機関に所属していない場合は異なる事が想定されます。</p>
12 契約する際、契約者と代表機関の代表者が異なる場合は、企画書の2(2)に「受託者」を追加すれば良いのでしょうか。	<p>企画書の様式【記入例・注釈入り】2p.にある2(2)の注釈にあるとおり、契約の際の受託者と代表機関の代表者が異なる場合は「受託者」を記載して下さい。</p>
13 企画競争参加表明書を提出する際に押印は必要ですか。	<p>押印は必要ありません。</p>